

第32回船員派遣事業等フォローアップ会議の報告について
(令和6年4月17日開催)

1. 令和5年4月から令和5年12月までに地方運輸局等が実施した船員派遣事業の許可を受けている48事業者に対する監査の結果について、以下のとおり事務局から報告し、是正指導状況等について議論を行った。

※有効許可事業者(令和5年12月末日現在) 313事業者

(1) 被監査事業者の概要等

①船員派遣事業の実施状況

- ・実施済： 33事業者
- ・未実施： 15 //

②派遣船員等の状況(監査時点合計)

- ・派遣船員を含む雇用船員： 1,872人
- (内訳) 派遣船員： 537人
- 派遣船員以外の雇用船員： 1,335人
- ・派遣先船舶： 63隻
- ・過去3年間の派遣先企業数(累計)： 109事業者

(2) 監査における是正指導状況

- | | | |
|--------------------|---|----------|
| 是正指導を受けた事業者 | ： | 5事業者(6件) |
| ・事業所の所在地の変更未届 | ： | 1事業者(1件) |
| ・船員派遣契約書記載内容の不備 | ： | 2事業者(2件) |
| ・就業条件の明示不備 | ： | 1事業者(1件) |
| ・派遣元管理台帳の記載不備 | ： | 1事業者(1件) |
| ・安全衛生教育の実施に関する通知不備 | ： | 1事業者(1件) |
- 【是正指導事項については、全て改善済み。】

2. 主な質疑、意見等

- ・過去の違反事項について、船員派遣事業に係る講習会で資料を用いて説明されているが、違反事例にとどまらず書類作成等で発生しやすい間違い等の説明や、資料の内容も効果的なものとなるようよく考える必要があるのではないか。
- ・同講習会の参加状況を報告してもらいたい。
- ・「船員派遣事業を適切に実施するために」について、最新版をHPに掲載するだけでなく、変更点を明記して周知してもらいたい。
- ・監査結果の集計対象期間について、期間の統一を図って頂かないと、経年比較ができない。毎年1～6月、7～12月を集計対象期間として、フォローアップ会議各期間の集計完了後、適切な時期の開催を基本とすること。
- ・船員派遣事業監査の実施要領の改正について、委員から説明の求めがあり、船員部会と同様の説明を行った。

以上

〔参 考〕

船員派遣事業等フォローアップ会議委員名簿

令和6年4月17日現在

(敬称略、五十音順)

座長： 小 塚 莊一郎 学習院大学教授
原 昌 登 成蹊大学教授

〔労働者側〕

池 谷 義 之 全日本海員組合 国際局長
高 橋 健 二 // 水産局長
立 川 博 行 // 政策局長
平 岡 英 彦 // 国内局長

〔使用者側〕

岩 瀬 恵一郎 (一社) 日本旅客船協会 労海務部長
藏 本 由紀夫 日本内航海運組合総連合会
船員対策委員会 委員長
越 水 豊 (一社) 日本船主協会 常務理事
松 本 冬 樹 (一社) 大日本水産会 事業部部长

〔国土交通省〕

佐 藤 克 文 海事局 船員政策課長
植 村 一 美 海事局 安全政策課首席運航労務監理官